

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

運営規程

1 事業の目的、運営方針

この事業は、要介護者であつて認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。また、入居者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、入居者の自立の可能性を最大限引き出すよう支援を行う。

2 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 グループホーム 柳島 爐

(2) 所在地 長野市松代町西寺尾 986 番地1

3 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（兼務）

認知症対応型共同生活介護事業所の運営管理の統括

(2) 計画作成担当者 1人以上（内1名は介護支援専門員）

認知症対応型共同生活介護計画の作成、実施状況の把握及び変更
入居申込者に対する面接、調査
退居時における援助
関係職員及び機関との連絡及び調整
サービス計画のモニタリング
他の計画作成担当者が介護支援専門員でない場合の業務監督

(3) 介護職員 常勤換算12人以上

日常生活に必要な介護及び支援全般
介護サービス計画の実施
入居者の生活環境の整備と衛生管理
調理の援助及び炊具、食器の維持管理

- (4) 事務員 1人（兼務）
請求業務、預かり金の管理等の事務

2 必要がある場合は、前項の職種、員数を変更することができる。

4 入居定員

入居定員は18人とする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

5 サービスの提供方法及び内容

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入居者的心身の状況に応じ、入居者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようすることを念頭におき、入居者の精神的な安定と行動障害の減少、及び認知症の進行緩和が図れるよう必要な援助を行う。尚、具体的なサービス内容は次のとおりとする。ただしこれらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供する。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活上の健康管理及び医療機関との連携（医療連携体制加算の実施）
- ④ 日常生活の中での機能訓練
- ⑤ 相談、援助
- ⑥ その他

(2) 常に入居者一人一人が人格を尊重され、それぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送るための配慮を行う。

(3) 入居者の心身状況を的確に把握し、必要な医療処置を受けるための支援を行う。

(4) 入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援を行う。

(5) 入居者の調理や居室の掃除、その他入居者の能力に応じた家事行為の支援を行う。

(6) サービス提供に当たっては懇切丁寧に援助を行うことを旨とし、入居者およびその家族が理解しやすいサービスの提供方法・内容の説明を行う。

(7) 常に入居者の家族との連携を図ると共に、入居者とその家族との交流等の機会を確保する。

(8) 利用申込に対して正当な理由なくサービスの提供を拒まず、必要な援助を行う。

6 一日の時間帯

午前 7 時から午後 10 時までを日中の活動時間とし、午後 10 時から午前 7 時までを夜間及び深夜の時間帯とする。

7 利用料

介護報酬の告示上の額とする。

利用料の支払いに関しては、基本、法定代理受領とし、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合の支払い方法は、償還払いとする。

8 その他の費用

利用料の他に、以下に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることとする。

(1) 家賃	40,000 円
(2) 光熱水費	17,000 円
(3) 管理費	3,000 円
(4) 食費（日額）	1,500 円
(5) 個室電気使用料金	実費
(6) おむつ代	実費
(7) 理美容代	実費
(8) 以上のはか、認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その入居者が負担することが適當と認められる費用（実費）	

2 第 6 項及び第 7 項の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について分かりやすく説明し、入居者またはその家族から同意を得る。

3 第 7 項においてやむを得ず利用料に変更がある場合は、入居者及び家族に説明し了解を得て、変更できるものとする。

9 入居に当たっての留意事項

(1) 利用要件

- ① 概ね 65 歳以上の認知症高齢者で、介護認定が要支援 2 から要介護 5 までの方
- ② 共同生活を営むことができる方
- ③ 自傷他害が無い方
- ④ 医療機関において常時治療の必要が無い方
- ⑤ 法定伝染病の他、他者に容易に感染し重大な健康被害を及ぼす病気に罹っていない方

- (2) 入居申込者の入居に際して、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。又、併せてその者的心身の状況、生活歴、病歴の把握を行う。
- (3) 入居中通院が必要となった場合には、原則として施設が行うものとする。但し、病状、治療方法によっては、家族の協力を依頼する場合がある。
- (4) 入居者が外出・外泊をする場合には、所定の手続きにより管理者に外出先・外泊先を届け出る。
- (5) ペットの飼育に関しては原則禁止する。
- (6) 施設内での宗教活動・政治活動は、原則禁止する。

1 0 非常災害対策

管理者は、災害防止と入居者の安全を確保するため、次の事項を行う。

- (1) 非常災害に備えて必要な設備を設け、常に点検整備を行う。
- (2) 非常災害に対処する具体的実施計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に所轄消防機関等と連携し、避難、救出、防火、その他必要な訓練を行う。
- (3) 非常災害時での関係機関への通報及び連携体制の整備を図り、その具体的な事項について定期的に職員への周知を行う。

1 1 緊急時等における対処方法

- (1) 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた場合は、主治医または協力医療機関と連携をとるとともに、家族にも連絡を行い適切な対応を行う。
- (2) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責に帰されない事由による場合は、この限りではない。

1 2 衛生管理

入居者の使用する施設、食器、その他の設備及び飲用する水等については衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、感染症の発生、蔓延を防ぐための対策を講じる。

1 3 その他運営に関する重要事項

(1) 苦情処理

- ① 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- ② 入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者（あんしん相談員）が相談及び援助を行う事業、その他市町村が実施する事業に協力する。
- ③ 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または質問、照会に応じ、苦情処理に協力すると共に、市町村から指導、助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
- ④ サービスに関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

（2）地域との連携

- ① サービスの提供に当たっては、入居者の家族、事業所が所在する市町村の職員および管轄地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2ヶ月に1回運営推進会議を開催し、活動状況を報告する。グループホームは会議による評価を受けるとともに、要望、助言等を聞く機会を設ける。
- ② 前項における報告、評価、要望、助言等について記録を作成しそれを公表する。
- ③ 運営に当たって、地域住民及びその自発的な活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

（3）記録の整備

- ① 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。
- ② 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。但し、身体拘束等の態様、苦情の内容等、事故の状況等の記録に関しては5年間保存する。
- ③ 入居者又は入居者代理人は、事業者に対して介護及び看護記録の開示を書面により求める事ができ、事業者は特別な理由がない限りこれに応じなければならない。

（4）個人情報の保護

- ① 事業者及び職員は、在職、退職の如何を問わず、正当な理由なくその業務上知り得た入居者及びその家族の個人情報を漏らさない。
- ② 関係機関、医療機関等に対して入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者及びその家族の同意を得る。
- ③ 個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

（5）権利擁護

- ① 入居者の人権に配慮し、虐待や身体拘束や行動制限などの権利侵害は行わない。
- ② 委員会（権利擁護委員会）を設置し、入居者に対する虐待や権利侵害を防止するための取り組みを推進し、止む無く身体拘束等を行う場合は委員会の審査を得て行う。

- ③ 前項の身体的拘束等を行う場合には、委員会の作成したガイドラインに沿って実施するとともに、速やかにその状態が解消されるよう努める。
- ④ 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ⑤ 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）実施する。
- ⑥ 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（6）協力医療機関等

入居者の病状の急変等に備えるため、協力病院を定める。

協力病院名称	厚生連長野松代総合病院
	栗田病院（精神科）
	えんどう歯科クリニック
	宮本歯科医院

（7）評価

事業者は自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。

（8）その他

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人新志福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。
この規程は、平成19年4月1日より施行する。
この規程は、平成20年6月1日より施行する。
この規程は、平成21年11月1日より施行する。
この規程は、平成22年7月1日より施行する。
この規程は、平成24年3月16日より施行する。
この規定は、平成26年4月1日より施行する。
この規定は、平成28年2月1日より施行する。
この規定は、平成29年4月1日より施行する。
この規程は、令和3年8月1日より施行する。
この規程は、令和6年4月1日より施行する。